

特別養護老人ホーム けやき荘 利用料金のめやす（1割負担） 令和5年7月～

介護度	利用者負担段階	介護保険1割負担	加算（1日）							1割負担加算合計	食費（1日）	居住費（1日）	合計	
			日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算ⅠⅡⅢⅣ	精神科医師定期的療養指導加算	栄養マネジメント強化加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算				1日	※科学的介護推進体制加算含む
要介護1	第1段階	652円	46円	19円	5円	11円	60円	19円	12円	824円	300円	820円	1,944円	58,417円
	第2段階										390円	820円	2,034円	61,117円
	第3段階①										650円	1,310円	2,784円	83,617円
	第3段階②										1,360円	1,310円	3,494円	104,917円
	第4段階										1,445円	2,006円	4,275円	128,347円
要介護2	第1段階	720円	46円	19円	5円	11円	66円	21円	13円	901円	300円	820円	2,021円	60,714円
	第2段階										390円	820円	2,111円	63,414円
	第3段階①										650円	1,310円	2,861円	85,914円
	第3段階②										1,360円	1,310円	3,571円	107,214円
	第4段階										1,445円	2,006円	4,352円	130,644円
要介護3	第1段階	793円	46円	19円	5円	11円	72円	23円	14円	983円	300円	820円	2,103円	63,179円
	第2段階										390円	820円	2,193円	65,879円
	第3段階①										650円	1,310円	2,943円	88,379円
	第3段階②										1,360円	1,310円	3,653円	109,679円
	第4段階										1,445円	2,006円	4,434円	133,109円
要介護4	第1段階	862円	46円	19円	5円	11円	77円	25円	15円	1,060円	300円	820円	2,180円	65,510円
	第2段階										390円	820円	2,270円	68,210円
	第3段階①										650円	1,310円	3,020円	90,710円
	第3段階②										1,360円	1,310円	3,730円	112,010円
	第4段階										1,445円	2,006円	4,511円	135,440円
要介護5	第1段階	929円	46円	19円	5円	11円	83円	27円	16円	1,136円	300円	820円	2,256円	67,774円
	第2段階										390円	820円	2,346円	70,474円
	第3段階①										650円	1,310円	3,096円	92,974円
	第3段階②										1,360円	1,310円	3,806円	114,274円
	第4段階										1,445円	2,006円	4,587円	137,704円

◇食費・居住費の負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者	
第1段階	住民税 非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	預貯金等が単身で1,000万円、 夫婦で2,000万円以下
第2段階	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下等	預貯金等が単身で650万円、 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	預貯金等が単身で550万円、 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超	預貯金等が単身で500万円、 夫婦で1,500万円以下
第4段階	住民税 課税	一般世帯（住民税課税世帯）	

## ◇毎月算定される加算について

加算名	目的	費用負担
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の方や認知症の入所者が多くを占める施設において、介護福祉士の資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援します。	1日 46円
看護体制加算（Ⅰ）	看護師の配置が国の基準を満たしており、かつ病院等と連携を取りながら、入所者の方が健康に過ごせるよう支援します。	1日 6円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を国の基準以上に配置し、かつ病院等と連携を取りながら、入所者の方が健康に過ごせるような体制をとって支援します。	1日 13円
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に努めます。	1日 11円
精神科医師定期的療養指導加算	精神科医師が定期的に往診し、療養指導を行います。	1日 5円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出します。提出した情報は、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用します。	1月 50円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の83に相当する単位数）
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の27に相当する単位数）
介護職員等ベースアップ等支援加算	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善する為に加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。	※加算の状況により費用の変更があります。 （算定した単位数の1000分の16に相当する単位数）

## ◎上記以外に該当する場合は下記加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
個別機能訓練加算	個々の状態に適切に対応する為、専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別の機能訓練に対する計画を立て実施し、一人ひとりの利用者の心身の状況に合った機能訓練を行う事を目的とします。	1日 12円
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。	1日 120円
外泊時報酬加算	入院、外泊時の準備を行います。	1日 246円 （1月に6日を限度）
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者を置いて、安全対策に組織的に取り組みます。	1日 20円 （入所時に1回）
初期加算	けやき荘に入所後、本人の心身の状態の把握を行います。	1日 30円 （入所後30日間）
配置医師緊急時対応加算	配置医師との連携体制を整え、夜間、深夜、早朝の緊急時に必要な対応が行えるようにします。	早朝・夜間 1回 650円 深夜 1回1300円

再入所時栄養連携加算	入院後栄養管理が大きく異なった時に、再入所時に向けて入院先の医療機関（管理栄養士）と連携し、本人の状態に合わせた栄養管理を行います。	1回 400円
療養食加算	医師の食事箋に基づき、糖尿病食等の療養食を提供し、糖尿病等の悪化防止に努めることを目的とします。	1回 6円 1日3回まで
看取り介護加算（Ⅱ）	医師が終末期であると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるようケアを提供することを目的とします。	死亡日以前4日 以上30日以下 1日 144円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症に関する専門的研修を修了した職員を配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達、又は技術的指導会議を定期的を実施し、認知症への理解を深め、認知症ケアに活かします。	1日 3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症に関する専門的研修を修了した職員を配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達、又は技術的指導会議を定期的実施することや、介護・看護職員ごとの研修計画を作成、実施する事で計画的に認知症に関する研修を行い、認知症に関する理解を深め、認知症ケアに活かします。	1日 4円
低栄養リスク改善加算	入院後栄養管理が大きく異なった時に、再入所時に向けて入院先の医療機関（管理栄養士）と連携し、本人の状態に合わせた栄養管理を行います。	1月 300円
夜勤職員配置加算	夜間の介護職員の配置が国の基準を満たしており、夜間の入所者の状態の把握の徹底や、より安全に休んで頂けるよう配慮します。	1日 27円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡の発生に関連の強い項目について、定期的な評価を行い、その結果に基づいた計画的な管理を行い、入所者の褥瘡発生を予防することを目的とします。	1月 3円
排泄支援加算（Ⅰ）	排泄に介助を要するが改善が図れると診断を受けた方に計画的に支援を行うことで排泄に関わる要介護状態の軽減を図ることを目的とします。	1月 10円
自立支援促進加算	利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等に努めるために、利用者の日々の過ごし方をアセスメントし、計画的にケアを行います。	1月 300円